小千谷市役所

求職者等（インターンシップ・就業体験等）に対する セクシュアルハラスメント対策





「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは、「事業主が雇用する労働者による性的な言動により、求職者等による求職活動などが阻害されるもの」です。

【求職者等とは】
〇市役所の求人に応募する方・採用試験を受ける方
〇インターンシップ・就業体験に参加する方
〇実習等を受ける方

【求職活動等とは】
〇求職者等が行う、採用試験、インターンシップへの参加など、職業選択に資する一連の活動を指し、オンライン上で行われるものも含まれます。

【性的な言動とは】
〇「性的な内容の発言」
・性的な事実関係を尋ねること
・性的な内容の情報を意図的に流布すること 等
〇「性的な行動」
・性的な関係を強要すること
・必要なく身体に触れること
・わいせつな図画を配布すること 等

小千谷市役所では以下の措置を講じています。

〇求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針（本紙）を明確にし、啓発しています。

〇求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨を周知しています。

〇求職活動等に関するルール（以下）を明確にし、周知・啓発しています。

・面接、面談等を庁舎外で実施することはありません。

・本市が使用する連絡ツールは、原則下記アドレスのメール及び職員採用情報サイト（パブリックコネクト）上のメッセージ機能のみとします。お申込み時にご登録いただいた連絡先以外を要求することはありません。

※例：「LINE教えてください。」等

小千谷市 採用担当アドレス（職員係アドレス）：soumu-si@city.ojiya.niigata.jp

職員採用情報サイト（パブリックコネクト）：info@public-connect.jp

・私的な接触（連絡等も含む）をすることはありません。

※ご飯行きませんか？等

＜求職者等の相談窓口＞

採用試験、インターンシップ等に参加される方において、セクシュアルハラスメントに関するご不安や、お気づきの点がございましたら、下記の窓口へご相談ください。（相談者等のプライバシー保護は厳守します。）

小千谷市 総務課 職員係

TEL:0258-83-3005 ※平日8：30～17：15（土日祝、年末年始を除く）

STOP!セクハラ!!

こんな場所でのこんな行為はいたしません!(許されません!)

どんなとき?

- インターンシップ等に参加したとき（実習・オープンカンパニー含む）
- 採用試験の面接に参加したとき（オンライン面接含む）
- SNSや就活マッチングアプリを通じてやり取り等を行うとき
- 採用説明会等に参加したとき
- 採用試験後や内定後のとき
- 志望先職員との飲食の場
- OB/OG訪問のとき

どんなこと?

- 性的な事実関係に関する質問
- 拒否等をしたことによる不利益な取扱い（内定取消・選考での差別等）
- 性的な冗談やからかい
- 不必要な身体への接触
- 食事やデートへの執拗な誘い
- 性的な関係の強要

【参考】厚生労働省委託事業「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」

➡これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも抱え込まず、総務課：職員係へご相談ください。